札幌市公用車の次世代自動車導入指針

平成10年9月8日札環活第418号通知

1 目的

市自らが率先して行う環境保全に資する取組の一環として、導入する自動車の次世 代自動車化を図る。

2 対象

札幌市が導入する全ての自動車(購入、リースその他の手段により札幌市が保有しようとするものであって、レンタル車等の一時的に使用するものを除く。)とする。

3 基本方針

公用車を導入する場合は以下の自動車とすること。

- (1) 低公害な自動車 (NOx、CO₂、PMの排出量が少ない自動車)
- (2) 排気量の小さい自動車
- (3) 燃費性能の優れた自動車

4 公用車の導入基準

公用車の導入基準は、その車種に応じて以下に掲げるものとする。

(1) 乗用車の導入基準

ア 電動車等とすること

- イ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に電動車等が無い場合 は、電動車等以外の次世代自動車とすること
- ウ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に次世代自動車が無い場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車とすること
- エ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に(1) ウの自動車が無い場合は、3の基本方針を踏まえ、環境性能の優れたものとすること
- (2) 乗用車以外の自動車(特殊自動車を除く。)の導入基準
 - ア 次世代自動車とすること
 - イ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に次世代自動車が無い場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車とすること
 - ウ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に(2)イの自動車が無い場合は、3の基本方針を踏まえ、環境性能の優れたものとすること
- (3) 特殊自動車の導入基準
 - ア 次世代自動車とすること
 - イ 業務の性質により必要とする仕様に適合する自動車の中に次世代自動車が無い場合は、3の基本方針を踏まえ、環境性能の優れたものとすること

5 導入時の事前協議

各部局は、公用車の導入に当たり、次世代自動車等の導入について環境都市推進部 と事前に協議し、導入可能な車種を検討すること。

6 情報提供

環境都市推進部は、次世代自動車に関する情報を必要に応じ各部局へ提供し、各部局の次世代自動車に対する理解を深め、円滑な導入が図れるよう努めること。

7 その他

この指針は令和4年4月1日から適用する。

改定

平成 13 年 10 月 10 日

平成16年3月31日(機構改革等による変更)

平成20年9月16日(導入基準等の変更)

平成22年3月24日(低公害車に該当する自動車の追加)

平成23年9月5日(低公害車から次世代自動車への文言整理及び該当する自動車の変更)

平成25年4月4日(導入基準等の変更)

平成30年3月13日(導入基準等の変更)

令和3年4月1日(導入基準等の変更)

令和4年4月1日(目的、基本方針、及び導入基準の変更、その他文言整理)